

「不貞以外の理由で」

2005.6.19 赤羽聖書教会主日礼拝説教

27. 『姦淫してはならない。』と言われたのを、あなたがたは聞いています。

28. しかし、わたしはあなたがたに言います。

だれでも情欲をいだいて女を見る者は、すでに心の中で姦淫を犯したのです。

29. もし、右の目が、あなたをつまずかせるなら、えぐり出して、捨ててしまいなさい。

からだの一部を失っても、からだ全体ゲヘナに投げ込まれるよりは、よいからです。

30. もし、右の手があなたをつまずかせるなら、切って、捨ててしまいなさい。

からだの一部を失っても、からだ全体ゲヘナに落ちるよりは、よいからです。

31. また 『だれでも、妻を離別する者は、妻に離婚状を与えよ。』とされています。

32. しかし、わたしはあなたがたに言います。

だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させるのです。

また、だれでも、離別された女と結婚すれば、姦淫を犯すのです。

説教

「姦淫してはならない。」(出エジプト記 20:14)

これは、神さまが、モーセを通して与えてくださった十戒の中の、第七番目の戒めです。

旧約の律法に於いては、

婚前交渉や不倫、近親相姦、同性愛、獣姦を、「姦淫」として罪に定めております。

そして、第七戒の戒めを破って神の命令に背いた時には、容赦なく死刑に処されました。

つまり、「姦淫」は、死に至る恐ろしい罪であったのです。

これに対して、イエスさまは言われました。

27. 『姦淫してはならない。』と言われたのを、あなたがたは聞いています。

28. しかし、わたしはあなたがたに言います。

だれでも情欲をいだいて女を見る者は、すでに心の中で姦淫を犯したのです。

「情欲をいだいて女を見る」の「情欲をいだいて」と訳されている言葉は、人間の強烈な願望を表現する際に使われる言葉です。

例えば、死にそうに腹が減って、飢えて、死にそうな「放蕩息子」が、「乞食のラザロ」が、

「ああ、飯が食いたい！腹が減って死にそうだ！」という極めて切実な感情を表現する場合に使われています。

それで、この言葉は、

「人の金銀や衣服をむさぼ(る)」(使徒 20:33)

「悪をむさぼる」(コリント 10:6)

「ほしがっても自分のものにならないと、人殺しをする」(ヤコブ 4:2) という具合に、異常な執着心をもって他人の物を不当に欲しがる、という場合にも使われました。

つまり、ここでイエスさまが、

「情欲をいだいて女を見る者」と言っておられることの意味内容は、

「異常かつ強烈な執着心をもって、他人のものを不当に欲しがる、

つまり、自分の妻でもないのに、あたかも自分の妻であるかのように、他人の妻あるいは娘を、貪り見る者」を意味しています。

そして、他人の妻、あるいは娘を「貪る目的で見る」ことは、

聖書が禁じているところの「姦淫」の罪を心に於いて犯すことになる、と言うわけです。

それでは、イエスさまは、どうして自分の妻以外の女性を「むさぼり見る」ことを禁じられたのでしょうか？

それは、イエスさまが、人の婚姻関係をそれほど尊いものと見ておられるからです。

私たちは、このみことばを解釈する上で気をつけなければなりません。

イエスさまは、ここで人間の欲望というものを否定しておられるのではありません。

人間の性欲という欲を否定しているのではありません。

「情欲をいだいて女を見る者」と聞くと、何か人間の性欲それ自体を否定しているように読めなくもありません。

しかし、イエスさまは、そんなことを言っておられるのではありません。

食欲にしても、性欲にしても、「欲」それ自体は決して悪いものではありません。

それどころか、「欲」というものは、本来、神さまが私たちに与えてくださった、良いものです。

「性欲」も、それがあから男と女が結ばれ、結婚生活を営み、「生めよ、増えよ、地を満たせ！」との命令を果たすことができます。

だから、「性欲」も、本来は良いものなのです。

夫婦が、共に喜びを分かち合い、互いに喜びを表現し、

のみならず、神のかたちである人間を生み、増やし、地を満たすという、

極めて良いもので、しかも歴史を形成し、変えていく、極めて力あるものなのです。

だからこそ、本来は良いはずの「性欲」を、目的を誤ることなく、正しく、良く用いなければなりません。

その使う方向を、誤ってはならないのです。

それで、イエスさまは、「貪る目的で他人の妻、娘を見る者」は、心の中ですでに姦淫の罪を犯した、と言われます。

それは、人の「性欲」それ自体を否定しておられるのではありません。

そうではなく、「性欲」それ自体は神さまが下さった良い賜物であるが、

しかし、その「良い賜物」である性欲を、悪い目的のために悪く使うことを否定しているのです。

良い目的とは何でしょうか？

結婚です。

悪い目的とは何でしょうか？

姦淫です。 = 自分のものじゃない他人の妻・娘を、あたかも自分のものであるかのように「貪り見る」ことです。

自分の妻であるならば、いくらでも貪り見ても「良い」のです。

それはむしろ「良い」ことです。

そして、大いにすべきです。

しかし、同じ「性欲」を発揮するにしても、

それが、自分の妻じゃなくて、他人の妻、あるいは娘を相手にする場合には、これを「姦淫」と呼びます。

そして、イエスさまは、実際に肉体関係を結ばなくとも、見るだけで、

すなわち、

「自分の妻でもないのに、

あたかも自分の妻であるかのように、他人の妻あるいは娘を貪り見る」だけで、十分に姦淫の罪を犯していると言うのでした。

イエスさまは、ここで夫婦の関係の大切さを教えておられるのです。

自分の妻を貪り見るのはいくら見ても良いけれど、しかし、他人の妻を貪り見るのは良くない、

見るなら、自分の妻を貪り見て、心から愛しなさい、というわけです。

27. 『姦淫してはならない。』と言われたのを、あなたがたは聞いています。

28. しかし、わたしはあなたがたに言います。

だれでも情欲をいだいて女を見る者は、すでに心の中で姦淫を犯したのです。

それで、続く29, 30節ではこう言われます。

29. もし、右の目が、あなたをつまずかせるなら、えぐり出して、捨ててしまいなさい。

からだの一部を失っても、からだ全体ゲヘナに投げ込まれるよりは、よいからです。

30. もし、右の手があなたをつまずかせるなら、切って、捨ててしまいなさい。

からだの一部を失っても、からだ全体ゲヘナに落ちるよりは、よいからです。

「右の目」とは、利き目です。

「右の手」とは、利き腕のことです。

これらはどちらも仕事に最も必要なもので、

これがえぐり取られたり切り取られることは、要するに仕事が満足にできない、すなわち稼ぎに影響します。

儲けが少なくなって、経済的な損失を被るのです。

しかし、それでも捨てるイエスさまは言われます。

夫婦関係の妨げとなっているものがあれば、それは容赦なく「捨てる、えぐり出せ、切り捨てる」と言われるのです。

儲けを損なっても捨てる、外科手術を施せ、肉体改造しろと言われます。

例えば、

夫婦関係の邪魔になるような人づきあい、

夫婦関係を損なうほど激しい労働、

夫婦関係を損なうほどのめり込んでしまうような趣味、

あるいは、夫婦関係を損なうことになるような、酒やたばこなどの悪しき生活習慣等々.....、

それどころか、夫婦関係を損なうなら、

たとえ自分の「右目」や「右腕」までも、容赦なく「切り捨てて」、

夫婦関係を全力で回復すべきである、とイエスさまはここで言われるのです。

こうして、イエスさまは、夫婦の関係は神聖不可侵なものであることを説かれます。

神さま以外のいかなるものもこの神聖な関係に干渉したり介入することはできないことを説かれました。

イエスさまは、

「人は、神が結び合わせたものを引き離してはなりません。」(マルコ 10:9)と言われました。

イエスさまによれば、

「神が結び合わせた」(マタイ 19:6)夫婦の絆というものは、何より尊いものなのです。

誰もこれに干渉できません。

誰もこれに介入できません。

神さま以外に、夫婦の関係に立ち入ることはできません。

立ち入れば立ち入るほど、ますます関係が悪化していく、それが夫婦関係です。

夫婦の絆は、「神が結び合わせた」、そして神さま以外に誰も介入できない、神聖不可侵な絆です。

だから、それを妨げるものがあれば、それを容赦なく取り除かなければならないとイエスさまは言われるのです。

このような議論の延長として、

イエスさまは、今度は人の離婚問題に関して単刀直入に言及なさいます。

3 1 . また 『だれでも、妻を離別する者は、妻に離婚状を与えよ。』とされています。

3 2 . しかし、わたしはあなたがたに言います。

だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させるのです。

また、だれでも、離別された女と結婚すれば、姦淫を犯すのです。

「だれでも、妻を離別する者は、妻に離婚状を与えよ。」という申命記 24:1 の戒めは、

本来は、一度妻を追い出した夫が、自分が妻を追い出しておきながら、

その後気まぐれで再び夫としての権利を主張するというようなことのないよう、妻を保護するための法律でした。

それなのに、モーセの時代から約千五百年を経てイエスさまの時代になると、解釈もいよいよ加減になります。

「離婚状」さえ渡せばいつでも合法的に離婚できると考えるようになってきたのでした。

詳しく言うと、

申命記 24:1 には

「人が妻をめぐって、夫となったとき、

妻に何か**恥ずべき事**を発見したため、気に入らなくなった場合は、

夫は離婚状を書いてその女の手に渡し、彼女を家から去らせなければならない。」とあります。

離婚の要件となる「恥ずべき事」の解釈を緩く解釈し、

妻の料理が気に入らないという理由でも離婚できる、

要するに、何だかんだとイチャモンつけて自由に離婚できると解釈する律法学者たちまでいたのです。

それくらい婚姻関係が軽く見られていた、ということです。

これに対し、イエスさまは、

「しかし、わたしはあなたがたに言います。」と前置きしてから、

「だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させるのです。」と言われます。

この「不貞」という言葉は、ギリシャ語で『ポルネイア』という言葉で、「ポルノ」（映画、雑誌）の語源となった言葉です。

要するに、性的な不品行のことです。

つまり、「不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させる」と言って、

イエスさまは、「不倫」とか「浮気」といった、性的不品行の理由による以外の離婚をお認めにならないのです。

どうしてでしょうか？

それはやはり、結婚という絆が、それほど重く、神聖なものであるからです。

だから、性格が合わないとか、結婚生活がつまらないとか、

作ったみそ汁がまずい、といったような理由では、離婚する理由にならないのです。

「不倫」とか「浮気」といった決定的な理由によらない限り、離婚する十分な条件にはなりません。

それほど、結婚という絆は、重く、神聖なものなのです。

それでは、結婚がこれほど神聖な絆であるならば、

どうして自分の伴侶が「不貞」すなわち「姦淫」の罪を犯した場合には離婚が認められるのでしょうか？

それは、伴侶を裏切る「姦淫」の罪が、死をもって罰せられる、すなわち死に価する罪であるからです。

「人がもし、他人の妻と姦通するなら、

すなわちその隣人の妻と姦通するなら、姦通した男も女も必ず殺されなければならない。」（レビ記 20:10）

ですから、

伴侶が姦淫の罪を犯した場合には、

あたかもその伴侶が死んだかのようにして離婚し、他の人と再婚しても合法です。

結婚という絆が神聖な絆であればこそ、

それを裏切る罪は死に価する罪として神さまの前に断罪され、婚姻解消の理由となるのでした。

つまり、死をもって罰せられる罪による以外に、離婚しちゃならない、というわけです。

死をもって罰せられるべき罪を犯した場合はやむを得ない、

しかし、それ以外の理由で離婚することは許されない、

それは違法である、第七戒の戒めを破って姦淫の罪を犯すことになる、というのです。

ちなみに、使徒パウロは、後に、

結婚が「神が結び合わせた、重い、神聖な絆」と考えるイエスさまの精神を継承した上で、それを異邦人社会であるコリント教会の実情に当てはめて、合法的な離婚の条件というものを神学して結論づけています。それによると、

不信者と結婚している信者の場合、

そして、不信者の配偶者が離婚を願う場合には

「縛られることはありません。

神は平和を得させようとしてあなたがたを召された」と、遺棄された場合の離婚と再婚の合法性を認めました(コリント 7:15)。つまり、こういうケースがイエスさまの話には出てこなかったため、旧約律法とイエスさまの原則を踏まえつつ、パウロが、自分で神学して、コリント教会の実情に適用する結論を考え出したのです。

だから、現代には現代で、

旧約の律法と、イエスさまのみことばの原則と、使徒パウロの神学的結論という前提を十分に踏まえた上で、

今日の実情に適用させるべき神学的な結論というものは、使徒パウロがそうしたように、私たち自身が考えていかねばなりません。

また、そうした余地が残されていると思いますし、そうしなければならないとも思います。

例えば、暴力、虐待の場合はどうするかとか.....です。

いずれにせよ、

聖書が教えているところの合法的な離婚の条件は、

原則として、配偶者が「不貞」の罪を犯した場合と、

配偶者に遺棄された場合に限られます。

ちなみに、合法的な再婚の条件は、

伴侶と死別(ローマ 7:3)、

配偶者の「不貞」による離婚、

配偶者に遺棄された場合の、三つの場合です。

これらの場合には、離婚と再婚が、教会により、合法的に認められるというわけです。

つまり、結婚の契約があまりに重いものである故に、

不貞、遺棄といったよほどのことがない限り、神さまは解消をお認めにならないし、不法な離婚を喜ばれないのです。

私たちは、

「だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させるのです。」の

「不貞以外の理由で」と言われたイエスさまのみことばの重みを、あらためてよく考えなければなりません。

旧約の時代、イエスさまの時代と現代の実情とは違う、

今の時代は、その当時よりももっと難しく、もっと頹廢して、モラルも家庭も崩壊して、本当に暗い時代だ、

テレビでは、有名人、芸能人たちが、なかば公然と不品行を犯し、それを当たり前としていて、それが当然で、

そうしない方が遅れているように思えて、そのような事々を「姦淫」と一言で切って捨てるなら、それこそ、そんなことを言っているこの自分自身が笑われてしまう、この社会のどこにも「姦淫してはならない」と教えてくれる場所などありません。学校では、避妊器具の仕方は教えるけど、「姦淫してはならない」と教えてくれません。

しかし、実は、そういう話にならない現実、何も現代だけの話ではありません。イエスさまの時代もそうです。ローマ帝国もそうでした。離婚も同性愛も社会全体に蔓延していました。

そういう時代に生きている中で、
「姦淫してはならない。」
「**だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させる**」
「不貞以外の理由で」
「不貞以外の理由で」
「不貞以外の理由で」勝手に離婚しちゃなん！
「不貞以外の理由で」と言われた イエスさまの思い、

結婚に対する期待、
心、
御心、

これをしっかりと考え、受け止めて、結婚し、結婚生活を送り、場合によっては離婚し、再婚して、神の栄光をあらわす、そのような生涯を、お互い、励まし合って生きていきたいと、主イエスキリストの御名によって祈ります。